

国民健康保険被保険者資格喪失届（郵送用）について

仕事などで窓口に来ることができない場合は、郵送での手続きも可能です。希望される方は、下記の必要書類を郵送してください。

① 必要書類

- ・国民健康保険被保険者資格喪失届（郵送用）
- ・国民健康保険をやめる方全員分の新しい健康保険の資格取得年月日が確認できる書類（資格情報のお知らせ・資格確認書・健康保険証など）の写し
- ・国民健康保険をやめる方全員分の国民健康保険証原本または国民健康保険資格確認書原本（お持ちの方のみ）
- ・世帯主の本人確認書類（マイナンバーカードなどの顔写真付きのもの）の写し
- ・世帯主及び国民健康保険をやめる方全員分の個人番号の確認書類（マイナンバーカードなど）の写し
- ・国民健康保険限度額適用認定証原本（お持ちの方のみ）

② 送付先

〒992-8501 山形県米沢市金池五丁目2番25号
米沢市役所 市民環境部 市民課 記録担当 あて

③ 注意事項

- ・個人番号などの個人情報を含む書類のため、特定記録郵便等での郵送をおすすめします。
- ・書類が市役所に到着した月の翌月に国民健康保険税変更の通知書を送付します。ただし、到着が月末の場合は国民健康保険税変更の通知書の送付が翌々月になる場合があります。
- ・必要書類や記載内容に不備がある場合は、書類を返送させていただくことがありますので、十分ご確認のうえ郵送してください。
- ・国民年金は厚生年金の加入と同時に自動喪失となりますので、市役所で手続きの必要はありません。
- ・新しい健康保険の資格取得年月日以降に国民健康保険を利用して医療機関を受診した方は、別途手続きが必要になる場合がありますので保険年金課保険給付担当までご連絡ください。

お問い合わせ

米沢市役所 Tel.0238-22-5111 (代)

国民健康保険に関すること

保険年金課保険給付担当

国民健康保険税の計算に関すること

税務課税制担当

国民健康保険税の納税に関すること

納税課納税担当・整理担当

国民健康保険の加入・喪失に関すること

市民課記録担当

④・⑤医療証に関すること

子育て支援課給付担当

⑥医療証に関すること

社会福祉課障がい福祉担当